
プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	第 531 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、本プロジェクトに関して、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案の文案並びに適用時期及び経過措置について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（金融商品実務指針の改正案の文案に関する意見）

2. 企業の方針によっては、金融商品実務指針の改正案の要件に該当するすべての組合等に時価評価オプションを適用することもできると理解している。そのような観点から考えると、現状の金融商品実務指針の改正案の記載では表現が強すぎると考えられる箇所があると考えられるため、表現の見直しを検討すべきである。

（適用時期及び経過措置に関する意見）

3. 早期適用を認める事務局提案に賛同する。一方、強制適用の時期については、投資事業有限責任組合会計規則が公表されるなどファンドを取り巻く環境が変化していることから、事務局提案より後の時期とすることも考えられる。この点に関して、利害関係者にも十分にヒアリングし、慎重に検討してほしい。
4. 利用者の観点を踏まえても、当該時価評価オプションを遡及的に適用した情報にはあまり有用性がないと考えられ、遡及適用を求めないとする事務局提案に同意する。

以 上